

飯山市市民アイデア会議 委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	選出(推薦)団体	氏 名
1号委員 (学識経験者)	信州大学 学術研究・産学官 連携推進機構 助教	本間 喜子
2号委員 (市内公共的団体等)	飯山商工会議所	上村 充
	飯山商工会議所	足立 崇
	ながの農業協同組合	水野 尚哉
	信州いいやま観光局	北村 明史
	飯山市社会福祉協議会	西川 遼馬
3号委員 (公募)	公募委員	栞原 英里子
	公募委員	モーガン麻衣子
4号委員 (市長が必要と認める者)	地域おこし協力隊	佐川 芳江
	いいやまmamaマルシェ	岡村 麻衣子
	サイクルツーリズム識見者	松山 周世

飯山市民民アイディア会議設置要綱

(設置)

第1条 飯山市の将来のあるべき姿を描き、実現に向けた多様な意見を政策等に活かすため、飯山市民民アイディア会議(以下「市民民アイディア会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 市民民アイディア会議は、次に掲げる事項について調査、研究及び検討する。

- (1) (仮称)飯山市第6次総合計画(素案)に関すること
- (2) 地域課題の調査・研究に関すること
- (3) まちづくりに関する政策等の立案、提言に関すること
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民民アイディア会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 市民民アイディア会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内公共的団体等から選出された者
- (3) 公衆による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項の委員については、委嘱の日の属する年度の末日において概ね30歳以上45歳までの者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民民アイディア会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、市民民アイディア会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民民アイディア会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7条 市民民アイディア会議の所掌事務のうち個別の課題、専門の事項等を調査検討するた

め必要があるときは、市民民アイディア会議に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、委員から会長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを決定する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長は、会長の求めにより調査検討の経過、結果等を報告しなければならない。

6 部会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 市民民アイディア会議の庶務は、総務部事業戦略室において処理する。

2 部会の庶務は、当該部会に関連する事務を所掌する部局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民民アイディア会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 12 月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。